

## 融資条件の変更等の申込に対する方針

平成22年1月  
協栄信用組合

### I. 中小企業者の既往の債務に係る融資条件の変更等申込・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金の融資に係る債務をお持ちの中小企業のお客様が、業績不振によるお取引先の倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収等、不安定な経済情勢の影響（状況）等により、ご返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「金融円滑化ご相談窓口」等において、融資条件の変更等のお申込・ご相談に応じます。

### II. 既往の住宅ローン取引に係る融資条件の変更等の申込・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の融資に係る債務をお持ちの住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「金融円滑化ご相談窓口」等において、融資条件の変更等のお申込・ご相談に応じます。

### III. 融資条件の変更等の申込・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について

(1) 当組合は、お客様からの融資条件の変更等に関するお申込・ご相談に対し、お客様の実情を十分に踏まえて、迅速な検討・回答に努めるため、本店融資部に融資条件の変更等に係る情報を集約し、融資条件の変更等の適否を審査（変更内容によっては各営業店にて審査する事案もあります。）するとともに、その内容を記録し、保存等を致します。

(2) 本店融資部において、お客様からの融資条件の変更等のお申込・ご相談に対する対応状況を把握等致します。

(3) 各営業店や融資部では、融資条件の変更等を実施したお客様の進捗状況や融資条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っておられるお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。

(4) 上記（1）～（3）の態勢整備の進捗状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害される恐れがある事案等に付いては、速やかに常勤理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

#### **IV. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について**

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客様から、融資条件の変更等について、お申込・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意を頂いた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅金融支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に融資条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

#### **V. お客様への説明態勢の充実について**

当組合は、お客様からの融資条件の変更等に関するお申込・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。また、お客様のライフサイクルに合わせた、各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

#### **VI. 融資条件の変更等の実施状況の公表について**

当組合は、中小企業金融円滑化法に基づき、融資条件の変更等の申込・実行等の実施状況（累積件数、累積金額）を半期（9月末、3月末）毎に、それぞれの期末より45日以内に開示致します。

以 上